

議案第79号

特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例並びに
三田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改
正する条例の制定について

特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例並びに三田市消防
団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
定める。

平成29年12月20日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例並びに
三田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改
正する条例

(特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年三田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

(報酬の特例)

7 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの特別職に属する非常勤の職員の報酬（学校医、学校歯科医及び保育所嘱託医の報酬（年額300円の加算分に限る。）並びにその他非常勤の職員の報酬を除く。）は、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による報酬に100分の95を乗じて得た額とし、50円未満の端数が生じる場合はその端数の全額を切り捨て、50円以上の端数が生じる場合は、その端数の全額を100円として計算するものとする。

(三田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第2条 三田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年三田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

(報酬の特例)

4 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの団員の報酬（自動車機関整備手当、水・火災等災害出動手当及び水・火災等災害以外の出動手当を除く。）は、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による報酬に100分の95を乗じて得た額とし、50円未満の端数が生じる場合はその端数の全額を切り捨て、50円以上の端数が生じる場合は、その端数の全額を100円として計算するものとする。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。